

第92号議案

蒲郡市営モーターボート競走条例の全部改正について

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年12月4日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例

別紙のとおり

提案理由

モーターボート競走事業について、地方公営企業法の一部を適用させるため提案する。

## 蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例

蒲郡市営モーターボート競走条例（昭和30年蒲郡市条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、蒲郡市モーターボート競走事業（以下「競艇事業」という。）の設置及びその経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。

（競艇事業の設置）

第2条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）第2条の規定によるモーターボート競走の開催及びこれに附帯する業務を行うため、競艇事業を設置する。

2 競艇事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 蒲郡市モーターボート競走場
- (2) 位置 蒲郡市竹谷町太田新田1番地1

（財務規定等の適用）

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、競艇事業に法の財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第4条 競艇事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（競走の開催）

第5条 蒲郡市（以下「市」という。）が行うモーターボート競走（以下「競走」という。）は、蒲郡市モーターボート競走場において開催する。

2 競走の開催は、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号。

以下「規則」という。）第15条及び第16条の規定により、開催する。

3 規則第15条第1項の規定にかかわらず、規則附則第2項から第4項までの規定により、特別競走を開催することができる。

4 競走の開催日時その他の開催について必要な事項は、市長が定める。

5 市は、天災その他市の責めに帰することのできない理由があるときは、競走を取り止め、若しくは中止し、又は開催の日時及び競走の順序を変更することがで

きる。

(競走の実施事務の委託)

第6条 市は、競走法第3条の規定により、競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、競走法第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託することができる。

(入場料等)

第7条 競走法第9条本文の規定により入場者から徴収する入場料は、50円以上において市長が定める額とする。ただし、同条ただし書に規定する承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の入場料のほか、特別観覧席を利用しようとする者からは、500円以上において市長が定める特別料金を徴収する。

(勝舟投票券の発売)

第8条 競走において発売する勝舟投票券(以下「舟券」という。)の券面金額は、1口金10円とする。

2 市は、前項の舟券10枚分を1単位とし、1単位以上を1枚にまとめた舟券を発売する。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない競艇事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、予定価格が2,000万円以上で、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(業務状況説明書類の作成)

第10条 市長は、競艇事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、競艇事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第11条 法第34条の2ただし書の規定により、競艇事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、競走の実施及びこの条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部改正)

2 蒲郡市特別会計設置に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条の表蒲郡市モーターボート競走事業特別会計の項を削り、同条の条名を削る。

(蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 蒲郡市モーターボート競走事業特別会計の平成25年度に係る決算に関しては、なお従前の例による。

(蒲郡市モーターボート競走事業財政調整基金条例の一部改正)

4 蒲郡市モーターボート競走事業財政調整基金条例（昭和52年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に」を「蒲郡市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）で」に改め、同条各号を削る。

第5条中「特別会計の」を削る。

(蒲郡市競艇施設整備事業基金条例の一部改正)

- 5 蒲郡市競艇施設整備事業基金条例（昭和48年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「蒲郡市モーターボート競走事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に」を「蒲郡市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）で」に改める。

(蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「蒲郡市営モーターボート競走条例（昭和30年蒲郡市条例第19号）第2条」を「蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第 号）第5条第2項から第5項まで」に改める。